

山内委員長記者会見のポイント
(第 266 回 (10 月 11 日) 郵政民営化委員会終了後)

1. 本日の委員会議事等について

- 「郵政民営化に関する意見募集」に意見の提出があった団体のうち、郵政関係の 2 団体、銀行関係の 3 団体、保険関係の 2 団体からヒアリングを行った。
- 物流を取り巻く状況について話を伺うため、日本ロジスティクスシステム協会からヒアリングを行った。
- 日本郵政グループ各社から、中期経営計画の取組状況及び令和 3 年 4 月の郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見に対する取組状況について、ヒアリングを行った。
- 10 月 2 日に株式会社かんぽ生命保険から金融庁・総務省へ届出があり、3 日に金融庁・総務省から届出についての通知を受けた新規業務（一時払終身保険）について、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和 3 年 10 月）」等に則り、かんぽ生命保険から提出された収支の見通し等の書面を基に調査審議が必要かどうかを審議した結果、今回届出のあったかんぽ生命保険の新規業務は、他の生命保険会社との適正な競争関係や利用者への役務の適切な提供を阻害すると認められる事情はなく、利用者利便の向上に資するため、調査審議を行う必要はないと判断した。

2. 委員会の質疑応答等について

【団体ヒアリング（保険関係）】

- ・ 「生命保険協会は、かんぽ生命株式の完全売却について、適切なスピード感と主張されているが、何を考慮要因として、どのようなイメージをされているのか。」との質問に対して、

生命保険協会から、「市場環境やその他の要因を考慮した上で売却が進むものと認識しており、「直ちに」とは考えていない。株式売却に向けた適切かつ具体的なスケジュールを早急に示して、着実に実行していただきたいという主張であり、現状では進捗していないと認識。」との回答があった。

【団体ヒアリング（物流関係）】

- ・ 「日本郵便は物流業界が変わっていく中でどのようにあるべきか、あるいは日本郵便が物流事業をどのように展開するのが、事業としてはまたは社会にとって望ましいのか。」との質問に対して、

日本ロジスティクスシステム協会から、「日本郵便は大手の物流会社なので、物流ネットワークを維持するという社会的役割があると思う。また、日本郵便はプラットフォームになれるポテンシャルがあると思う。輸送の情報や貨物の情報を集めてマッチングをさせるような野心的なビジネスをしていただくとありがたいと思う。」との回答があった。

【日本郵政グループの中期経営計画の取組状況及び令和 3 年 4 月の郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見に対する取組状況について】

- ・ 「施策がどれだけの成果を上げたのか検証するためにはある程度アウトプット指標を見ながら検証することが重要。全体的なKPIはあるが、それぞれの事業についてのKPIなどについてはどのように考えるか。」との質問に対して、日本郵政から、「個別の施策等に関するKPIは解像度が低いというのは指摘のとおりと思う。中計の見直しに当たって、個別の施策がどのくらい効果をあげたかということが分かるようなKPIを設定するよう留意したい。」との回答があった。

3. 記者との質疑模様

- ・ （銀行や保険業界からの意見に、公平・公正な競争の観点から、株式を完全売却するまでは新規業務を認めないとの意見があるが、日本郵政はユニバーサルサービスコストを負担することで金融包摂に寄与していることを考慮する考えはないのか。検証の中でそのようなアプローチから議論できないか。と問われ、）個人的な見解になるが、今の質問は一つの問題提起だと思っており、我々も考えていかないといけないと思っている。ただ、何か結論や方法が出たということはないと思う。一方で、銀行や保険会社との関係で、競争だけでなく協業でコストを削減等に取り組んでいる側面もあり、ある程度回答が出ているのではと思う。
- ・ （局長会の意見に、郵便局で実施している自治体業務では、郵便局が受託できるものとできないものが存在し、利用者が困惑しているという声がある。国に対する財政措置等の要望もある中で、委員長としてどのように考えるか。と問われ、）個人的な見解になるが、過疎化や高齢化、人口減少等の社会変化に対し郵便局が貢献できることをやる必要性は感じているものの、基本的には一つの事業体であるので、社会貢献だからといって何でも受けるわけではないと思う。自治体と郵政の会社のWin-Win関係が基本になると思う。ただ、それ以上に必要なことがあると言うことになれば財政措置や政策措置等をいろいろ考える必要が出てくるかと思う。
- ・ （局長会の資料にゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式を日本郵政または日本郵便が保有する、一体経営の仕組みを検討すべきとの意見があるが、現行の郵政民営化法上、可能なのか。と問われ、）法改正が必要であると承知している。そもそも、そこまで我々の権限で議論することはハードルがあろうかと思われるが、一つのご意見としてお聞きした。

－以上－